（理財部に置く課等）

第二百十六条　理財部に、次の表に掲げる課を置く。

財務局又は財務支局名	設置する課名
関東財務局	主計第一課　主計第二課　主計第三課　理財第一課　理財第二課　理財第三課　理財第四課　金融総括課　検査総括課　審査業務課　金融監督第一課　金融監督第二課　金融監督第三課　金融監督第四課　金融監督第五課　金融監督第六課　証券監督第一課　証券監督第二課　証券監督第三課　融資課
［略］	

［２・３　略］

（理財課、理財第一課、理財第二課、理財第三課及び理財第四課の所掌事務）

第二百十八条　［略］

２　理財第一課、理財第二課、理財第三課及び理財第四課を置く場合には、それぞれの課は、財務大臣の承認を受けて財務局長が定めるところにより、前項に規定する事務を分掌する。

（金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、金融監督第六課、証券監督課、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課の所掌事務）

第二百二十一条　金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、金融監督第六課、証券監督課、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課は、財務大臣の承認を受けて財務局長又は福岡財務支局長が定めるところにより、次に掲げる事務（金融総括課、検査総括課、審査業務課、検査指導官、特別金融証券検査官、統括金融証券検査官及び金融調整官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

［イ～カ　略］

ヨ　認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体（証券取引等監視官、理財課、理財第一課、理財第二課、理財第三課及び理財第四課の所掌に属するものを除く。）

［タ～オ　略］

［二・三　略］

（上席為替実査官及び為替実査官）

第二百二十九条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席為替実査官十五人以内及び為替実査官六十人以内を置く。

［２・３　略］

（主任投資調査官及び投資調査官）

第二百三十条の二　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、主任投資調査官十七人以内及び投資調査官二十四人以内を置く。

［２・３　略］

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官八十人以内及び金融証券検査官四百九十三人以内を置く。

［２・３　略］

（理財部に置く課等）

第二百十六条　理財部に、次の表に掲げる課を置く。

財務局又は財務支局名	設置する課名
関東財務局	主計第一課　主計第二課　主計第三課　理財第一課　理財第二課　理財第三課　金融総括課　検査総括課　審査業務課　金融監督第一課　金融監督第二課　金融監督第三課　金融監督第四課　金融監督第五課　金融監督第六課　証券監督第一課　証券監督第二課　証券監督第三課　融資課
［同上］	

［２・３　同上］

（理財課、理財第一課、理財第二課及び理財第三課の所掌事務）

第二百十八条　［同上］

２　理財第一課、理財第二課及び理財第三課を置く場合には、それぞれの課は、財務大臣の承認を受けて財務局長が定めるところにより、前項に規定する事務を分掌する。

（金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、金融監督第六課、証券監督課、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課の所掌事務）

第二百二十一条　金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、金融監督第六課、証券監督課、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課は、財務大臣の承認を受けて財務局長又は福岡財務支局長が定めるところにより、次に掲げる事務（金融総括課、検査総括課、審査業務課、検査指導官、特別金融証券検査官、統括金融証券検査官及び金融調整官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

［イ～カ　同上］

ヨ　認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体（証券取引等監視官、理財課、理財第一課、理財第二課及び理財第三課の所掌に属するものを除く。）

［タ～オ　同上］

［二・三　同上］

（上席為替実査官及び為替実査官）

第二百二十九条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席為替実査官十四人以内及び為替実査官五十八人以内を置く。

［２・３　同上］

（主任投資調査官及び投資調査官）

第二百三十条の二　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、主任投資調査官十八人以内及び投資調査官二十一人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十七人以内及び金融証券検査官四百八十八人以内を置く。

［２・３　同上］